

未解明記録(約2,100万件)の解明に向けた更なる具体策(案)

記録統合の可能性が高いと考えられる方に対して個別アプローチを行う(※参考資料2 日本年金機構からのアプローチ関連)とともに、過去に年金記録の相談に来られた方の記録の再調査(サンプル調査)を行う。

1. 「未統合記録の持ち主検索事業」で判明した記録のお知らせに未回答である受給者の方への個別アプローチ(案内状、電話、訪問)
- 平成23年8月から昨年度まで、未統合記録の探索のノウハウを有する職員が、紙台帳検索システムを活用して、その未統合記録の基となった紙台帳の記載から持ち主(基礎年金番号)を探す作業(いわゆる「未統合記録の持ち主検索事業」)を実施。(参考資料2の①参照)

⇒この事業により新たに記録が判明した約23万件について、通知。

- ①回答あり 約12万件 ⇒ご本人のものである旨の回答約9万件 + 別人である旨の回答約3万件 + 精査中約0.5万件
- ②未回答・未送達 約10万件 ⇒未回答約7万件(うち受給者約1.2万人) + 未送達約4万件

注1)未回答の方にはすべて御回答をお願いするお手紙を1回送付している。注2)平成26年5月時点の数値。四捨五入した数値により合計が合わないことがある。

- この記録統合の可能性が高い事業において判明記録のお知らせを送付した方で、回答がなく再度案内を送付してもなお未回答の受給者の方に対して、さらに「文書(案内状)勧奨」、「電話勧奨」、「訪問勧奨」による個別アプローチを実施する。

2. 「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ事業」において判明した記録のお知らせに未回答である受給者の方への個別アプローチ(案内状、電話、訪問)

- 平成22年10月から昨年度まで、紙台帳の記載内容が正しくコンピュータに移し換えられているかを確認するため、紙台帳約6億件とコンピュータ記録約2.5億件を突き合わせる「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ事業」を実施。(参考資料2の②参照)

⇒この事業により新たに記録が判明した約84万件について、通知。

- ①回答あり 約60万件 ⇒ご本人のものである旨の回答約33万件 + 別人である旨の回答約19万件 + 精査中約8万件
- ②未回答・未送達等 約24万件 ⇒未回答約21万件(うち受給者約12万人) + 未送達等約4万件

注1)未回答の方にはすべて御回答をお願いするお手紙を1回送付している。注2)平成26年5月時点の数値。四捨五入した数値により合計が合わないことがある。

- この記録統合の可能性が高い事業において判明記録のお知らせを送付した方で、回答がなく再度案内を送付してもなお未回答の受給者の方に対して、さらに「文書(案内状)勧奨」、「電話勧奨」、「訪問勧奨」による個別アプローチを実施する。

3. 「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」に未回答の方に対する定期便での回答のお願いの送付

- 平成19年12月から平成20年3月までに送付した「名寄せ特別便」に未回答であり、記録統合の可能性が比較的高い加入者の方に対しては、これまで過去3回、御回答をお願いするお手紙を送付。

- ※ 名寄せ特別便送付対象者数 1,030万人
- ①うち回答あり 779万人
- ②うち未回答、未送達 252万人 ⇒ 未回答214万人 + 未送達38万人

注)平成26年3月時点の数値。四捨五入した数値により合計が合わないことがある。

- 名寄せ特別便に未回答であり記録統合の可能性が比較的高い加入者(対象者数:精査中)の方に対して、「年金事務所に記録確認をお願いする」等の旨を記載した「ねんきん定期便」を送付する。また、併せて、平成27年10月に予定されている受給資格期間短縮(25年→10年 ※社会保障・税一体改革法の施行と併せて施行)に向けて、加入期間が短い記録であっても、漏れている期間の確認により受給資格が得られる可能性があるため、改めて記録確認の呼びかけなどを実施する。(後掲)

4. 過去に年金事務所に記録の相談に来られたがその時には発見できなかった方の年金記録の再調査(サンプル調査)

- (1)相談記録が「紙保存」のケース

- 平成19年度から平成24年1月(相談記録管理システムの全国実施前)の間で、紙で年金相談記録を保存していた年金事務所から、年金記録の確認に関する相談記録(照会申出書の提出のあったものなど)を約3,000件、サンプル的に抽出し、「紙台帳検索システム」等を用いた照合審査を行い、ご本人のものと思われる未統合記録がないか再度確認を行う。

- (2)相談記録が「電子データ保存」のケース

- 平成19年度から平成23年5月(相談記録管理システムの試行段階)の間で、試行的に年金相談記録を電子データとして管理していた一部の先進的な事務所において、年金記録の確認に関する「キーワード(「照会申出書」、「記録確認」)があるもの」について、「紙台帳検索システム」等を用いた照合審査を行い、ご本人のものと思われる未統合記録がないか再度確認を行う。

ピックアップ News

Pickup NEWS

ピックアップNEWS

未解明記録の解明に向けた更なる具体策案示す

記録統合の可能性が高い受給者に個別アプローチ

田村憲久厚生労働大臣は8月15日の閣議後の記者会見で、いまだ持ち主不明の約2083万件の年金記録のうち、年金受給者で、かつ、記録統合の可能性が高いものについて、戸別訪問を含めた個別アプローチを行うと発表した。対象者はこれまで記録確認の通知を送ったが回答がなかった年金受給者13・2万人。27年度から案内状の送付、電話による勧奨を行い、それでも反応がない場合に戸別訪問を実施する。そのための費用として、27年度の予算概算要求に10億円を盛り込む。記録問題で戸別訪問まで実施するのは21年1月以来で、このときは記録統合の可能性の高い年金受給者約88万人を対象に案内状送付、電話勧奨、戸別訪問を実施した。このほか田村大臣は、記録解明に向けた取り組みとして、過去に年金記録の相談にきたが、「紙台帳検索システム」の活用前で当時は記録を発見できなかった者についてのサンプル調査などを行うともした。

■対象は約13.2万人、案内状送付、電話勧奨、戸別訪問

13・2万人に対し、戸別訪問を含むアプローチ 今回の個別アプローチの対象となるのは、「未統合記録の持ち主検索事業」により新たに記録が判明し、通知を送ったが未回答だった年金受給者約12万人と、「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ事業」により新たに記録が判明し、通知を送ったが未回答の年金受給者約12万人の合計約

13・2万人。 「未統合記録の持ち主検索事業」は、未統合記録の探索ノウハウを有する職員が、紙台帳検索システムを活用して、未統合記録の持ち主(基礎年金番号)を探す作業で、23年8月～25年度まで実施した。この事業により新たに約23万件の記録が判明し、確認通知を送付した結果、約12万

7万件、未送達は約4万件だった。回答があった12万件のうち、記録統合に結び付いたのは約9万件で7割以上の高い確率で記録統合に結び付いている。このため、未回答7万件についても記録統合に結び付く可能性が高いため、再度、文書(案内状)による勧奨を行うほか、電話勧奨や訪問勧奨などの個別アプローチを実施する。ただ、7万件すべてが対象ではなく、被保険者については年金裁定時に記録確認する機会があるため、今回の取組みは年金受給者に絞り、その結果、対象は12万人となる。

また、22年10月～25年度まで実施した「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ事業」において新たに判明した記録のうち、通知を送ったが未回答の年金受給者についても個別アプローチを行う。紙コン事業により新たに判明した記録は約84万件で、通知を送った結果、約60万件の回答(未

◇田村憲久厚生労働大臣・閣議後記者会見の発言要旨

2,100万件がまだ未解明記録として残っており、積極的なアプローチをしていかなければならないと考え、平成27年度予算の概算要求に向けて具体的な案というものを整理した。

例えばこれまで未統合記録の解明のため「持ち主検索事業」(「年金太郎」と収録されている記録を「ねんきんたろう」「としがねたろう」という複数の読み方で名寄せ)を実施し、これにより新たに判明した記録を該当者に送付した結果、高確率で記録統合に結び付いている。ただ、送付したが返事が帰ってこない年金受給者の方々が1万2千人いる。こういう方々にもう一度案内状や電話、場合によっては訪問も含めた対応をする。訪問までやればかなりの確率で記録統合に結び付くのでこれを新たに実施する。

それからもう一つは、紙台帳とコンピューター記録の突合せ事業を実施したなかで、新たに記録が判明した者について通知を送付したが、これも同じようにかなりの確率で記録が結び付いている。しかし返事が返ってきていない方がおり、ここに対して再度、案内状送付や電話をする。そして、訪問までやって、返事が返ってきた方々はかなりの確率でくっついているので、これをくっつけようということを考えている。

さらにもう一つ申し上げれば、これまで名寄せ特別便を送付したが、生年月日などは同じだが、名前の読み方が濁音が付いてなかったなどで違っていたという方々に関して、今までも三回通知を送らせていただいているが、なかなかこれに関してまだ返事が返ってこないものがある。これに関して受給者はもう訪問までやって、かなりの確率で解明してきた。しかし、受給者以外の方々、まだ加入者の方々にはこれから定期便を送るので、この中において再度改まる可能性がかなり高く、このような記録をもう一回確認してくださいということをやろうと考えている。

あわせて、年金相談に來られて、相談の記録を電子記録で残したものは、紙台帳の突合の新しい記録がシステムで出来たので、これはもう一度確認をしている。しかし紙で相談内容を残したものに、これをもう一回見直せというような要望が国会審議のなかであった。よってサンプル調査を実施することとした。3,000サンプルぐらい調査をやらせていただいて、本当にこれが新たに訂正にどれくらい結びつくのかということを調査させていただきたい。この4つを私から事務方に指示した。

参考資料1 (未統合記録の全体像)

未統合記録(5,095万件)の解明状況

〈平成26年3月時点〉

I 〈解明された記録〉 3,012万件	(1) 基礎年金番号に統合済みの記録 1,771万件	人数ベース 1,382万人 受給者 716万人 被保険者等 666万人
	(2) 死亡者に関する記録及び年金受給に結び付かない記録 1,241万件 ① 死亡者に関する記録 689万件 ② 年金受給に結び付かない記録 552万件	
II 〈解明作業中 又はなお解明を要する記録〉 2,083万件	(1) 現在調査中の記録 (ご本人からの回答に基づき記録を調査中) 4万件	ねんきんネットでの検索(25年1月末) 日本年金機構における紙台帳検索システムを用いた持ち主検索作業(23年8月) 「10年未済の記録についても黄色便を送付(24年6月)」 「特別便(名寄せ)が未済の方に対して直近の住所情報と年金の上、再送付(24年2月)」
	(2) 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録 843万件 ご本人から未回答のもの 312万件 「自分のものではない」と回答のあったもの 192万件 お知らせの未到達のもの 52万件 その他(注1) 267万件	
	(3) 持ち主の手がかりが未だ得られていない記録 921万件 ～特定される例～ ・死亡していると考えられるもの ・国外に転居していると考えられるもの ・届出期(届いた氏名、生年月日)により収録されたもの ・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの	
	(4) (1)～(3)の記録と同一人と思われる記録(注2) 314万件	

※編纂処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。
 (注1)「その他」は、「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の修正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等
 (注2) (4)は、(1)～(3)の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録

国民の皆様にご自身の年金記録を確認していただくための更なる取組(※参考資料3 国民の方々からのアプローチ関連)

1. 「ねんきん定期便」や「年金額改定通知」等による記録確認の呼びかけの実施

○ 「ねんきん定期便」や「年金額改定通知」等により、年金記録の「もれや誤り」の確認及び「ねんきんネット」の加入・利用について、ご本人への働きかけを行う。

2. ご自身の記録確認および未統合記録を検索できる「ねんきんネット」の利用者拡大のための周知等

○ 国民の皆様へ、「ねんきんネット」によるご自身の年金記録の確認や未統合記録を検索できるサービス(※)などをもっと利用していただくため、年金月間(11月)に本年初めて「年金の日」を制定し、「国民一人一人に老後の経済設計に思いを巡らしていただく」ことを呼びかけるとともに、イベントや、金融関係団体等の協力を得て「ねんきんネット」の利用を呼びかける。また、このような取組を進める中で、サービスの改善に努める。
 ※26年3月末で未統合記録の検索件数 約22万件 うち、検索条件と一致する記録があった件数 約2万件 (参考資料3参照)

○ インターネット広告等を活用した周知も実施する。

3. 受給資格期間短縮(25年→10年予定)に向けた短期未統合記録の持ち主(加入者)への呼びかけ等

○ 平成27年10月に予定されている受給資格期間短縮(25年→10年 ※社会保障・税一体改革法の施行と併せて施行)に向けて、加入者に対しては、加入期間が短い記録であっても、漏れている期間の確認により受給資格が得られる可能性があるため、制度周知と併せ、改めて記録確認の呼びかけなどを実施する。

○ また、平成26年1月「年金記録問題に関する特別委員会報告書」でも指摘されている、少額等の理由により記録統合の申出をされていない可能性がある方も含め、受給者等について、金融関係団体等のご協力も適宜得ながら、記録統合勧奨の呼びかけ等を実施する。

※未解明記録2,078万件(1,621万人)のうち、死亡したものの等の記録と考えられるもの以外の記録1,543万件(1,204万人)の状況(機械的推計)

(平成26年3月時点の推計値、平成26年6月 第2回年金事業管理委員会資料から抜粋)

①その時点の未統合記録の持ち主に関する年齢別の分布推計から、60歳以上の持ち主の記録は、全体の64.7%。

②その時点の未統合記録の加入期間別の分布推計から、1年未満の記録が全体の約54%、1年以上5年未満の記録が全体の約35%

回答は約21万件、未送達は約4万件)があり、このうち5割以上の33万件が記録判明に結び付いている。この事業も記録統合の確率が高いため、未回答約21万件のうち年金受給者12万人に絞り、個別アプローチを実施する。

さらに、「名寄せ特別便」に未回答で、比較的記録統合の可能性が高い加入者に対して、毎年1回送付している「ねんきん定期便」に「年金事務所にて記録確認をお願いする」等の旨を付記して送付するといった取組みも行う。「名寄せ特別便」は19年12月、20年3月に送付されたもので、これまでの送付対象者数は1030万人。うち回答があったのは779万人、未回答は214万人、未送達38万人となっている。

このほか、記録解明に向けた能動的な取り組みとして、過去に年金事務所記録相談にきたが「紙台帳検索システム

ム」の活用前だったため、その当時には発見できなかった年金記録のサンプル調査を行う。

サンプル調査を行うのは「相談事跡管理システム」の全国実施前(19年度、24年1月)で、相談事跡を紙で保存していた年金事務所。この事跡が紙ベースで約4000万枚以上あるため、まずは、このなかから年金記録の相談に関するもの(照会申出書の提出のあったものなど)を約3000件抽出し「紙台帳検索システム」を用いて、どの程度の割合で記録統合に結び付くかを調査し、その有用性を確認する。

なお、19年度から試行的に年金相談事跡を電子データとして管理していた、一部の年金事務所(40事務所)においては、相談事跡のなかから、年金記録の確認に関する「キーワード(照会申出書、記録確認)があるものを抽出し、23年5月までのものは全件再調査を行う。

ピックアップ News

平成25年度― 「年金積立金運用報告書」

自主運用開始から13年間で
2・84%実績が上回る
25年度の年金積立金全体の
運用資産は、GPIFで管理
運用している市場運用分と財
投債引受分の計126・5兆
円、そのほか年金特別会計
での資産が55兆円あり、全
体では合計132・1兆円と
なっている。

前年度の126兆円から6兆
円増えている。25年度市場運
用は前年に次いで10兆円を
超える収益をあげており、25
年度の年金積立金全体での収
益率も8・23%、収益額は10兆
1951億円となっており、影響
評価も全体的に高評価となっ
ている。

25年度年金積立金運用報告

厚生労働省は8月18日、GPIFでの市場運用だけでなく、年金特別会計で管理
する資産を含め年金積立金全体の運用状況を把握した「平成25年度 年金積立金
運用報告書」を独法評価委員会・年金部会に示し、公表した。同報告書では、巨
額の年金積立金運用が年金財政にどう影響を与えたかを分析しているが、年金は
名目賃金上昇率に連動して動いていくため、影響の評価は賃金上昇率を上回る部
分(実質的な運用利回り)でみていく必要があるが、報告書によると、自主運用
がはじまった平成13年度と25年度の13年間の「実質的な運用利回り」は、財政
再計算、21年財政検証の前提より2・84%上回っており、また、管理運用法人(G
PIF)がスタートした18年度からの8年間の運用でも、財政再計算、21年財政
検証の前提より2・98%上回っていることが明らかにされている。25年度市場運
用は2年連続でプラス10兆円を超える収益をあげており25年度末での厚年・国
年の資産額は132・1兆円と130兆円を超えたが、長期でみても積立金運用が
年金財政にプラスの影響を与えていることが示されている。

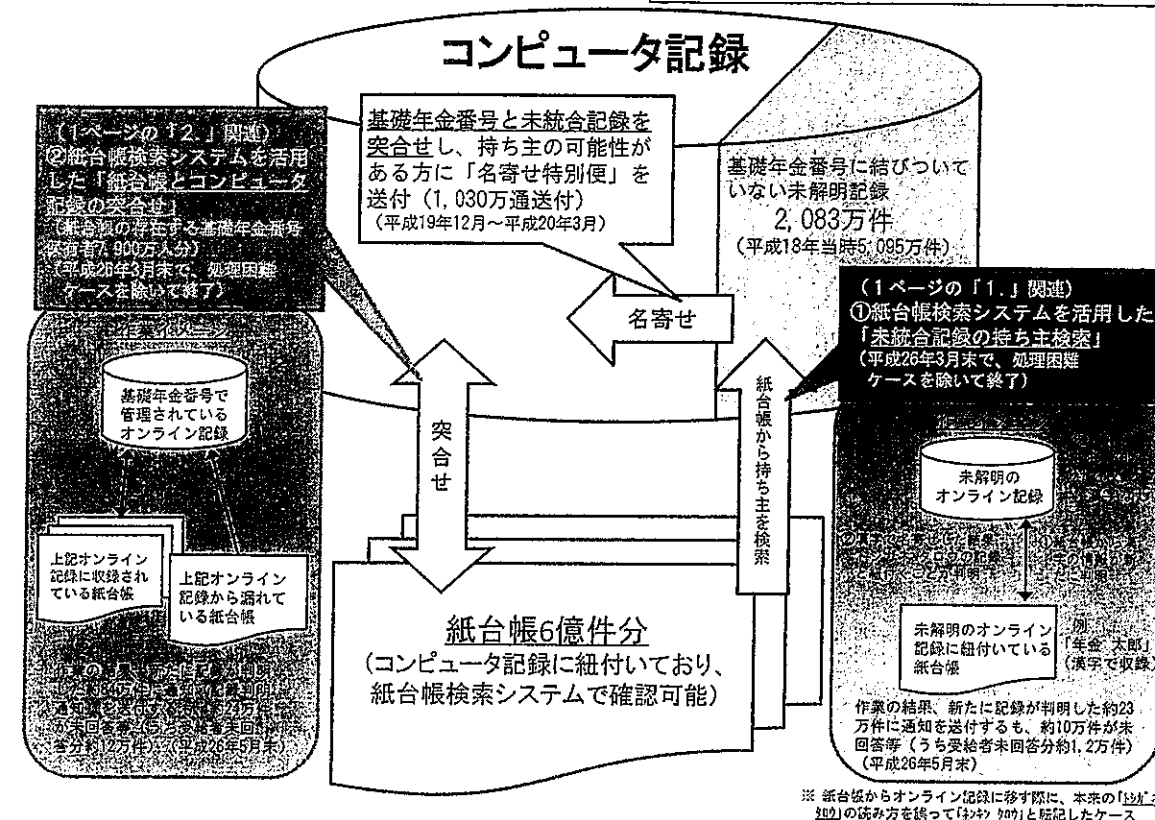
厚年・国年の積立金全体の資産額、132・1兆円に

運用実績―年金財政にプラス影響

◇平成13年度から平成25年度までの13年間の運用実績が年金財政に与える影響の評価
(年金積立金の自主運用開始からの評価)

		厚生年金	国民年金	(参考) 年金積立金全体
実 績	名目運用利回り	8.22%	8.31%	8.23%
	名目賃金上昇率	0.13%	0.13%	0.13%
	実質的な運用利回り	8.08%	8.17%	8.09%
財政検証上の前提	実質的な運用利回り	-0.36%	-0.36%	-0.36%
実質的な運用利回りの財政検証上 の前提との差		8.44%	8.53%	8.45%
差額		9.79兆円	0.68兆円	10.47兆円

参考資料2 (日本年金機構からのアプローチ)



参考資料3 (国民の方々からのアプローチ)

